

最高裁秘書第3079号

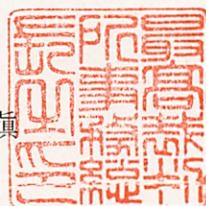
令和3年10月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

9月7日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

分限裁判を受けた場合、裁判官としての人事評価にどのような影響を与えるかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3205号

令和3年10月19日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

分限裁判を受けた場合、裁判官としての人事評価にどのような影響を与えるか
が分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年9月13日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第38号

(2) 謝問日

令和3年10月13日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3206号

令和3年10月19日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第38号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年10月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、特定のブログの記載内容から、本件対象文書は存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

分限裁判を受けた場合、裁判官としての人事評価にどのような影響を与えるかが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

裁判官の人事評価に関する規則第3条第1項においては、人事評価は、事件処理能力、部等を適切に運営する能力並びに裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質及び能力の評価項目について行うと定められているが、裁判官が分限裁判を受けた場合における当該裁判官の人事評価に関する定めはなく、他に本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。